

「指定居宅介護支援事業所」重要事項説明書

(令和 6年 7月 1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定事業所番号 2470800315

この説明書は、契約者が居宅介護支援サービスを受けようとする際に、当事業所の概要やご提供するサービスの内容等を知っていただき、安心して適切なサービスを選択していただくために必要な事項をまとめました。当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

目 次	
1、相談窓口	7、提供するサービスの提供方法と内容
2、事業所経営法人	8、サービスの利用方法
3、事業所の概要	9、利用料金
4、運営方針	10、サービス提供地域
5、営業日・営業時間	11、その他
6、職員体制	

1、居宅介護支援サービス等についての相談窓口

電 話 0596-20-5511 (FAX 0596-20-5577)
受 付 時 間 営業日の午前8時30分から午後5時30分
日曜日と年末年始(12月31日から1月3日)は除く。
担 当 者 介護支援専門員 山根 有希・増田 静加

2、事業所経営法人(事業者)

①法人名 社会福祉法人 ウエルケア
②法人の所在地 三重県津市上浜町6丁目277-1
③電話番号等 059-221-0555 (FAX 059-221-0625)
④代表者氏名 理事長 中北 幸男
⑤設立年月日 平成 9年7月10日

3、ご利用いただく事業所の概要

①事業所の種類 指定居宅介護支援事業(平成12年3月31日三重県知事指定)
②事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に基づく居宅介護支援事業所として、居宅介護支援サービスを提供します。
③事業所の名称 伊勢あさま苑 指定居宅介護支援事業所
④事業所の所在地 伊勢市朝熊町3074-11
⑤電話番号等 0596-20-5511 (FAX 0596-20-5577)
⑥管理者 居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員 山根 有希

4、運営方針

- ・ 提供するサービスは、介護保険法等の趣旨に沿ったものとします。
- ・ 要介護状態にある契約者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ・ 契約者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保険医療サービスが事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ・ 居宅介護支援サービスの提供に当たっては、契約者の意思及び人格を尊重し、提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に偏ることが無いよう公正中立に事業を行います。
- ・ 関係市町村、他の居宅介護支援事業者、介護施設などとの連携に努めます。
- ・ 職員の教育研修により、提供するサービスの質の向上に努めます。

5、営業日及び営業時間

- ①営業日 日曜日を除く毎日。但し、年末年始(12月31日～1月3日)を除く。
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分。

6、事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計	備 考
管理者	1名(兼務)		1名	
介護支援専門員	1名(兼務)1名(専従)		2名	

7、居宅介護支援サービスの提供方法と内容

(1)居宅サービス計画作成の支援

- ① 契約者の居宅を訪問し、契約者及びその家族等に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者及びその家族等に提供します。また契約者及びその家族等は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ③ 契約者及びその家族等は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ④ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか、否かを区分し、その種類・内容・利用料等について説明し、契約者から文書による同意を受けます。
- ⑥ 契約者が医療機関に入院した場合、または介護保険施設に入所した場合には、すみやかに事業所に連絡します。
- ⑦ 契約者が医療機関に入院した場合には、当該医療機関に担当介護支援専門員の

氏名及び連絡先を伝えます。

⑧ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 経過観察・再評価

① 契約者及びその家族等を毎月訪問し、経過の把握に努めます。

② 居宅サービス計画の目標に沿ったサービスが提供されるように、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ 契約者の状態について、定期的に再評価を行い状態の変化等に応じて、居宅サービス計画変更の支援や要介護認定区分変更申請の支援等を行います。

(3) 施設入所の支援

・ 契約者が介護保険施設への入所を希望した場合には、介護保険施設の紹介、その他の支援を行います。

(4) 居宅サービスの変更

・ 契約者が居宅サービスの変更を希望した場合、または、事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意を得て居宅サービス計画を変更します。

(5) 給付管理

・ 居宅サービス計画作成後、その内容に基づいて毎月、給付管理表を作成し、三重県国民健康保険団体連合会に提出します。

(6) 要介護認定等の申請にかかる援助

・ 契約者が要介護認定または要支援認定および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行えるよう援助します。

(7) サービス提供の記録

① 指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後2年間まで保管します。

② 契約者は、事業者の営業時間内にその事業所において、その契約者に関する①のサービス実施記録を閲覧できます。

③ 契約者は、契約者に関する①のサービス実施記録を複写して交付を受けることができます。

④ 契約者又は事業者の都合により、利用契約の解約を文書で通知し、かつ、契約者が希望した場合は、事業者は直近の居宅サービス計画及び実施状況に関する書類を作成し、契約者に交付します。

8、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

・ まずは、お電話でお申し込みください。

・ 日時等を調整して、介護支援専門員が訪問します。

・ 利用が決まりましたら「利用契約」を結び、介護支援サービスを開始します。

(2) サービスの終了

- ・新規に居宅サービス計画を作成する契約者に対し、指定居宅介護支援を行った場合、月300円が加算されます。
- ・要介護度区分が2区分以上変更された契約者に対し、指定居宅介護支援を行った場合、月300円が加算されます。

②退院・退所加算

・医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450円	600円
連携2回	600円	750円
連携3回	×	900円

ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行ったうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限りです。

③入院時情報連携加算

- ・契約者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該契約者の心身の状況や生活環境等の当該契約者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が基準に掲げる区分に従い、契約者1人につき月に1回を限度として加算される。ただし、(Ⅰ)(Ⅱ)は同時に算定できないものとする。

- (1)入院時情報連携加算 (Ⅰ) 入院当日に情報提供 250円/月
 (2)入院時情報連携加算 (Ⅱ) 入院後3日以内に情報提供 200円/月

④通院時情報連携加算

- ・契約者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から契約者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。

1月に1回1回を限度として、50円加算される。

⑤緊急時等居宅カンファレンス加算

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該契約者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、契約者1人につき1月2回を限度として200円加算される。

(2)交通費

- ・次項(10)のサービスを提供する地域内にお住まいの方は、無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費実費を負担していただきます。

(3)解約料

- ・契約者は、いつでも契約を文書により解約することができるので、解約料はかかりません。

10、サービスを提供する地域

サービスをご利用いただく地域は、伊勢市、鳥羽市及び玉城町となっています。

11、その他

(1)サービス内容に関する苦情の受付

①当施設の契約者の苦情担当者

- ・苦情解決責任者 特別養護老人ホーム伊勢あさま苑
施設長 中北幸男
- ・苦情受付担当者 副施設長 松葉健
電話 (0596-20-5511)

②行政機関等苦情受付機関

伊勢市役所 介護保険課	所在地 伊勢市岩渕2丁目7-29 電話番号 0596-21-5560 受付時間 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 津市桜橋2-96 電話番号 059-222-4165 受付時間 午前9時～午後5時
三重県運営適正化委員会 (三重県社会福祉協議会) (苦情処理室)	所在地 津市桜橋2-131 電話番号 059-213-1223 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※受付は、いずれも土・日曜日及び祝日、年末年始を除きます。

(2)衛生管理等

- ・事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

・事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 業務継続計画の作成に関する事項

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(4) 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針を整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。